



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

今月のNEWS(全般)

NEWS1. アンガーマネジメントで怒りをコントロール

NEWS. 平成26年度税制改正大綱



NEWS1. “アンガーマネジメント”で怒りをコントロール

アンガーマネジメント?聞き慣れない言葉ですが、1970年代にアメリカで生まれた「怒りの感情をコントロールする方法」です。多くのビジネスパーソンが取り入れている怒りをマネジメント(コントロール)するスキルが今、注目されているそうです。

怒りの感情をコントロール?そういえば、街中や交通機関の車中等で声を荒げ、怒りを爆発させているシーンを近年よく見かけるようになった気がします。クレーマー等も同類かもしれません。

職場でも「怒り」の感情は付きまといまいます。上司や先輩からの激しい叱責。また、「怒り」にまかせた行動で、一瞬にして今まで築き上げてきたモノを失う恐れもあります。パワハラを意識するあまり叱るべき時が分からなくなることも有るでしょう。

アンガーマネジメントは、精神論や自己啓発とは違い、怒りに対する知識と技術を組み合わせたスキルを身につけることです。

アンガーマネジメントを日本に紹介し、各種セミナーを行っている一般社団法人「日本アンガーマネジメント協会」では、自分自身の怒りを理解してコントロールすることで、プラスへの変換も期待でき、それが人間関係を良好にし、仕事の効率アップに繋がり、よい循環が生まれるのだそうです。

同協会ホームページによれば、アンガーマネジメントができると、自分の怒り、誰かの怒り、と上手に付き合えるようになります。怒りたいことは適切に怒れ、怒る必要がないと思えることは怒らなくても済むようになります。

アンガーマネジメントは怒らなくなることを目的としていません。怒りの感情は人にとってごくごく自然な感情です。怒ること自体はまったく問題ありません。怒ることと、怒らないことの区別ができていないこと、適切に怒れていないことが問題なだけです。

むやみやたらと怒らない努力をしないでください。怒りの感情を上手にコントロールできないうちに怒らない努力をすると、不要に怒りを溜め込んでしまい、良いことは何もありません。とあります。

怒りのTPOに境界線を引く技術の習得は、何かとストレスの多い現代社会で、今後益々重要視されるスキルとなることでしょう。



情報会員募集中 会員申込みをして頂ければ、毎月「朝日だより」・最新セミナーのご案内をお送り致します。

お申し込み・ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

※お問合せ先:朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850

Question

平成26年度の税制改正大綱が公表されたと聞きましたが、法人税や個人の所得税については、主にどのような内容になっているか教えてください。

Answer

平成26年度税制改正大綱につき、個人所得課税、法人課税の主な内容としては以下の通りです。

個人所得課税：給与所得控除の見直しや、会員権売却時の損益通算の廃止等
法人課税：復興特別法人税の1年前倒し廃止や、交際費等の損金不算入制度の見直し等



【解説】

平成26年度税制改正大綱が平成25年12月12日に公表されました。
その内、個人所得課税、法人課税の主な内容を以下に簡単に纏めます。

(1) 個人所得課税

① 給与所得控除の見直し

概要：給与収入1000万円超の給与所得控除の上限が引下げられます。
適用時期：1200万円超は平成28年分、1000万円超は平成29年分以後

② 会員権売却時の損益通算の廃止

概要：ゴルフ会員権等の売却により生じた損失を、給与所得等の所得と損益通算できなくなります。
適用時期：平成26年4月1日以後

(2) 法人課税

① 復興特別法人税の1年前倒し廃止

概要：復興特別法人税が1年前倒しで廃止されます。
適用時期：平成26年3月末廃止

② 交際費等の損金不算入制度

概要：交際費となる飲食費につき、50%が損金として認められます。
なお、中小法人については、現行の特例による定額控除(年800万円)との選択適用となります。
適用時期：平成28年3月末まで開始の事業年度

なお、上記で取り上げた税目以外に、消費税については、簡易課税の見直し等、国際課税については、国際課税原則の見直し等も盛り込まれています。

今回記載しきれなかった項目、詳細等につきましては、別途平成26年度税制改正大綱【速報版】等にて、ご案内致しますので、各担当者等へご連絡下さい。

関係法令等 平成26年度税制改正大綱

ご質問等は、info@asahitax.or.jp または下記までお問合せ下さい。

朝日税理士法人 名古屋事務所 朝日だより担当 青島・田中 052-571-5480

西尾事務所 朝日だより担当 尾崎・稲垣 0563-57-7850